

圏域別フェイスシート（案）

（令和 5 年度版）

秩父保健医療圏

【秩父保健医療圏】（令和5年度版）

【埼玉県の基本データ】 <2020年> 令和2年国勢調査 人口等基本集計 令和2年(2020年)10月 <2025年、2040年> 日本の地域別将来推計人口(令和5年(2023年)推計) 国立社会保障・人口問題研究所 <出生数、死亡数> 令和4年人口動態調査 埼玉県各市町村別将来人口推計ツール(埼玉県統計課)			
	2020年	2025年推計	2040年推計
人口総数	7,344,765人	7,316,411人	6,952,930人
人口増減率	2015→2020 1.1%	2020→2025 ▲0.4%	2025→2040 ▲5.0%
年齢3区分別人口	人口に占める割合	人口に占める割合	人口に占める割合
0～14歳	872,859人(11.9%)	807,027人(11.0%)	713,621人(10.3%)
15～64歳	4,488,130人(61.1%)	4,472,309人(61.1%)	3,923,681人(56.4%)
65歳～ (うち75歳～)	1,983,776人(27.0%) (994,346人(13.5%))	2,037,075人(27.9%) (1,210,504人(16.5%))	2,315,628人(33.3%) (1,259,186人(18.1%))
出生数(前5年計)	(2015～2020年)265,140人	(2020～2025年)245,078人	(2035～2040年)233,354人
死亡数(前5年計)	(2015～2020年)335,423人	(2020～2025年)404,491人	(2035～2040年)534,459人
保健所			
市町村			

【秩父圏域の基本データ】 <2020年> 令和2年国勢調査 人口等基本集計 令和2年(2020年)10月 <2025年、2040年> 日本の地域別将来推計人口(令和5年(2023年)推計) 国立社会保障・人口問題研究所 <出生数、死亡数> 令和4年人口動態調査 埼玉県各市町村別将来人口推計ツール(埼玉県統計課)			
	2020年	2025年推計	2040年推計
人口総数	94,690人	87,103人	66,796人
人口増減率	2015→2020 ▲6.8%	2020→2025 ▲8.0%	2025→2040 ▲23.3%
年齢3区分別人口	人口に占める割合	人口に占める割合	人口に占める割合
0～14歳	10,047人(10.6%)	8,052人(9.2%)	5,043人(7.5%)
15～64歳	50,975人(53.8%)	45,509人(52.3%)	30,591人(45.8%)
65歳～ (うち75歳～)	33,668人(35.6%) (17,647人(18.6%))	33,542人(38.5%) (19,252人(22.1%))	31,162人(46.7%) (19,175人(28.7%))
出生数(前5年計)	(2015～2020年)2,645人	(2020～2025年)2,245人	(2035～2040年)1,427人
死亡数(前5年計)	(2015～2020年)7,347人	(2020～2025年)7,837人	(2035～2040年)7,965人
保健所	秩父保健所		
市町村	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町		

地域医療提供体制の推進に係る課題

- ◆ 救急医療体制の維持
医師不足を背景に、二次救急輪番病院が3病院まで減少しており、これ以上の減少を防ぐため、二次救急病院の負担軽減が急務となっている。
- ◆ 産科医療機関への支援
秩父圏域には産科医療機関が1つしかなく、現体制の維持には、医師、助産師の派遣等の支援が必要である。
- ◆ 医師、看護師等医療人材の不足
医師、看護師の不足により医師・医療スタッフへの負担が大きい。また、小児科専門の診療所は1か所、婦人科を標榜する医療機関は3か所と不足しており、将来診療が困難になる恐れがある。

参考データ（在宅医療）

厚生労働省関東信越厚生局「施設基準届出受理機関名簿」

	2016年4月1日	2023年12月1日
【埼玉県】 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等 医学総合管理料届出医療機関数	751 (人口10万人当たり) (10.25)	903 (人口10万人当たり) (12.32)
【秩父圏域】 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等 医学総合管理料届出医療機関数	11 (人口10万人当たり) (10.55)	15 (人口10万人当たり) (16.76)

2025年に向けて圏域が目指す姿

- ◆ 救急医療は地域住民の命を守る医療体制の要であり、中長期的な視野に立ち、将来も見据えた安定的な二次救急医療体制の確保を図る。
そのため、救急医療体制の維持に向け、医療従事者の相互派遣を推進する。
また、秩父郡市医師会の協力による平日夜間小児初期救急、医師会休日診療所の開設、在宅当番医制度、薬剤師会の協力による休日・準夜間の薬局開設等を継続し、医師不足となっている二次救急病院を支援する。
- ◆ 地域で安心して子供を産み育てることができる環境づくりを維持する。
そのため、秩父郡市医師会、地域の公立病院、行政機関等の協力のもと、医療従事者の派遣により圏域内の産科医療機関を支援する。
- ◆ ちちぶ医療協議会における総合診療専門医養成の取組みや県の医師育成奨学金制度等の活用、自治医大出身医師を秩父圏域に優先的に配置するなど、様々な医師確保対策に取り組む。また、圏域内で不足している小児科及び婦人科の診療体制を維持していくため、大学病院や県立病院からの医師派遣を働きかけるなど、小児科医師及び婦人科医師の確保に努める。